

**相模原浄水場排水処理施設整備事業に係る
設計、施工及び運転維持管理一括発注方式実施に関する取扱要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設計、施工及び運転維持管理委託を一括発注する「相模原浄水場排水処理施設整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、条件付き一般競争入札実施要領（平成22年2月1日施行）（以下「一般競争入札実施要領」という。）の特例として、必要な事項を定めるものとする。

(契約の締結)

第2条 企業長は、本事業全般にわたる事項等について、落札者と基本協定を締結する。
2 企業長は、前項の基本協定に基づき、本事業のうち、更新工事の設計及び施工を実施する者と工事請負契約を締結し、運転維持管理を実施する者と委託契約を締結する。

(入札の公告)

第3条 企業長は、本事業を一般競争入札に付そうとするときは、必要な事項を公告しなければならない。

(入札参加資格)

第4条 企業長は、一般競争入札実施要領第6条第2項に規定する入札参加資格を、本事業の入札に参加できる者の入札参加資格として定めることができる。

2 企業長は、前項の規定により定めた入札参加資格に加え、次の各号に掲げる事項を入札参加資格として定めることができる。

(1) 令和6年9月27日に契約を締結した「相模原及び西長沢浄水場排水処理施設整備事業支援業務委託」の受注者またはこれらのものと資本面または人事面において関連があり、競争性を害する恐れがあると認められる者でないこと。

(2) 設計及び施工に関する入札参加資格で、次に掲げる事項

- ア 技術者の配置に関すること
- イ 同種設計及び類似工事の施工実績に関すること
- ウ その他設計及び施工に関して、企業長が特に必要と認めること

(3) 運転維持管理に関する入札参加資格で、次に掲げる事項

- ア 技術者の配置に関すること
- イ 同種業務の実績に関すること
- ウ その他運転維持管理に関して、企業長が特に必要と認めること

3 入札に参加しようとする者が複数の企業で構成するグループである場合は、前2項の規定に基づき定めた入札参加資格をグループが総体として有していることを入札参加の条件とする。

4 企業長は、入札に参加しようとする者が設計を自ら実施しない場合、次に掲げる要件を満たす者に、設計を委託することを入札参加資格として定めることができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと

(2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること

(3) 入札公告及び入札説明書で示す日において、指名停止等措置要領（平成4年1月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること

5 企業長は、第1項の規定にかかわらず、指名停止を受けている者のうち、指名停止等措置要領別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の入札にあたって支障がないと認める者について、入札公告等で定めるところにより、入札に参加させることができる。

(入札参加資格の確認申請)

第5条 本事業の入札に参加する者は、入札公告に掲げる方法により、入札参加の申込みをしなければならない。

(入札参加資格の確認通知)

第6条 企業長は、入札公告に定める提出書類等により、入札参加資格確認申請者が入札公告において定めた入札参加資格を満たす者であるかを確認し、入札公告に定める日までにその結果を通知する。

(落札者の制限)

第7条 企業長は、開札日以降に指名停止を受けた者のうち、指名停止等措置要領別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の契約に支障がないと認める者を当該入札に係る落札者とすることができる。

(提案上限価格の公表)

第8条 提案上限価格は、入札執行前に公表する。

(低入札価格調査等)

第9条 本事業における低入札価格調査を行う基準となる価格は、工事は予定価格に10分の7.5から10分の8.0の範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た値

とし、業務委託は予定価格に10分の7.0から10分の7.5の範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た値とする。

2 本事業の入札における低入札価格調査は、低入札価格調査制度取扱要領（平成25年4月1日施行）を準用する。

（その他）

第10条 この取扱要綱に定めるもののほか、本事業の実施のために定める必要がある事項が生じた場合には、その都度、企業団が定めるものとする。